

第 213 回通常国会

## 村田きょうこ 「今回の質疑のポイント」 No.4

2024 年 3 月 22 日（金）経済産業委員会



ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。

3月 22日(金)、経済産業委員会にて質疑を行いました。予算委員会から委嘱された新年度予算案に関し、

- 1 . 賃上げ税制**
- 2 . 価格転嫁**
- 3 . 通勤手当の非課税限度額**

の観点から質疑をしています。

※詳細は次頁以降、または YouTube をご覧ください。



# 1. 賃上げ税制

## 【課題認識】

・働く人が企業から受け取るお金には、基本賃金、一時金、通勤手当、家族手当、退職金などいろいろあるが、連合が発表している「賃上げ」率は、基本賃金と定期昇給の引き上げを見たもの。

**村田：政府の目指す「賃上げ」とは何が上がることを目標としているか？**

齋藤大臣：賃上げの場合の賃金とは、基本給や一時金、手当等を一般的に指すと理解している。

**村田：一時金は業績に左右されやすいため、持続的な賃上げを推奨している政府としても、基本賃金上がるような取り組みを願う。**

## 【課題認識】

・賃上げ促進税制\*は前年度に比較して給与などの支給額がどれだけ上がったかで判断されるが、その対象が大企業と中堅企業は「継続雇用者」、中小企業は「全雇用者」と異なる。

**村田：中小企業向けの要件が全雇用者となっている理由は？また、60歳で再雇用された人は全雇用者、継続雇用者どちらに含まれるか？**

山本政府参考人：賃上げのすそ野を拡大し、国内給与全体を引き上げるには、雇用の7割を占める中小企業の給与全体の引き上げが重要。また、申請にあたっての事務コスト増大を防ぐ観点から、全雇用者の賃上げを要件としている。

菊川政府参考人：賃上げ促進税制では、60歳以降の再雇用者は全雇用者に含まれることとしている。

**村田：退職や再雇用者が出ることによって、全雇用者では適用要件を満たせない場合のために、中小企業向けの継続雇用者の要件を新設すべきではないか？**

山本政府参考人：中小企業向け税制を利用できない場合は、継続雇用者を対象とする大企業、中堅企業向けの要件を満たせば、そちらを活用することが可能となっている。

**村田：政府のパンフレットではそれがわかりにくい。もう少しわかりやすくすべきと思うがどうか？**

齋藤大臣：ちょっとセンスが悪いと思うので、工夫してみたい。



## 【賃上げ促進税制とは】

企業に対し、従業員の賃金引き上げを奨励するために、税制上の優遇措置を講じている制度。平成 25 年に創設されて以降、これまで数度改正されており、新制度は令和 6 年度から令和 9 年度までの各事業年度が適用対象となる。

## 2. 価格転嫁について

### 【課題認識】

- ・ある下請け企業では、価格転嫁の交渉をしたところ、上乗せ金を1回だけ払うからそれで理解してほしいと言われたとのこと。
- ・薬の包装を製造する会社では、機械を発注した製薬会社に価格転嫁を訴えたが、薬価が下がったので価格転嫁のための原資がないと言われたそう。

**村田：1回だけの上乗せ金は価格転嫁とは言えない。政府としてしっかり価格転嫁するよう発信すべきと考えるがどうか？**

齋藤大臣：製品の取引価格そのものを見直す方法や、物流業界のように上乗せ金の支払いで都度対応する等の方法があり、実情に応じてそれぞれに合理性があると考える。発注者、受注者双方が十分な交渉をしていただき、サプライチェーン全体で公平に分担していくことが基本となる。それを後押しする環境づくりをやっていききたい。

**村田：薬価改定を検討する際に、医薬品関連業界の価格転嫁は加味されているか？**

須田政府参考人：保険医療上の必要性が高く、薬価が著しく低額なために継続した供給継続が困難な医薬品については、個別ごとに、原材料費のほか、光熱費、設備償却費等の製造経費などの原価に基づき薬価の算定を行っている。したがって、指摘のような製造に掛かる費用も加味される仕組みとなっている。

**村田：薬価のような公定価格がある分野でも価格転嫁が進むよう、他省庁との連携を願う。**

齋藤大臣：経済産業省では、薬のような公定価格がある製品についても、そのサプライチェーンを支える下請中小企業から取引価格が据え置かれている等の声があることを下請Gメンのヒアリング調査等で把握しており、その取引情報は、業種別に取りまとめ、改善すべき取引慣行として公表している。厚生労働省はじめ関係省庁には、こうした情報を是非活用いただくよう働きかけていきたいと思っていると同時に、必要に応じて更なる詳細な情報提供が必要であるならば、きちんと対応していききたい。

### 【課題認識】

- ・価格転嫁を主管する中小企業庁や公正取引委員会から講師に来てもらうなど、労働組合も政府の方針を学んでいる。
- ・「価格交渉促進月間は」3月、春闘の回答も3月。春闘回答前に価格交渉が進めば賃上げにつながる。

**村田：「価格交渉促進月間」を3月よりも前倒ししてはどうか？**

齋藤大臣：発注者と受注者の調達価格は例年4月または10月から改定されることが比較的多いため、それぞれ前の月にある3月、9月を価格交渉促進月間に設定している。春季労使交渉に間に合う時期に労務費の交渉、転嫁が必要との考えも理解する一方、原材料費やエネルギー費の市場価格の変動は事前に見込み難い場合もあるため、価格交渉

促進月間や企業間の定例的な交渉の時期かどうかにかかわらず、その都度十分な交渉と必要な転嫁が行われることが大事だろうと思っている。

今後とも、労働組合での説明会も含め、企業関係者とも広く連携しながら、賃上げの鍵となる価格転嫁が徹底されるよう、粘り強く取り組んでいきたい。

### 3. 通勤手当の非課税限度額

#### 【課題認識】

- ・自動車通勤をしている方から、ガソリン代が上がっているので通勤手当を上げてほしいという希望が多いが、会社は、非課税限度額に併せて手当を決めているので、そこが変わらなければ上げられないとの回答。
- ・自動車通勤しか方法がない人にとっては、ガソリン価格の影響は大きい。賃上げがあっても・・・と思う人もいるのではないか。

#### 村田：ガソリン価格上昇に合わせ、通勤手当の非課税限度額を引き上げるべきでは？

中村政府参考人：客観的な基準がなければ、非課税限度額を決めることができないため、民間の支給実態を考慮した国家公務員の通勤手当を基準に非課税限度額を決めている。いまのところ、民間が通勤手当を引き上げる動きがないので、まずは従来のガソリン価格高騰に対する激変緩和事業で対応している。

#### 村田：国は民間の通勤手当の動きをみて非課税限度額を決め、民間は国の非課税限度額の動きをみて通勤手当を決めるという、堂々巡りになっている。通勤手当の非課税限度額の見直しも含めて、現在原油の元売り会社に支給されているガソリン補助金のあり方を考えてもらいたい。

齋藤大臣：通勤手当の非課税限度額についての答弁は差し控えるが、燃料油価格の激変緩和事業については、原油価格の急激な上昇が国民生活や経済活動に与える影響が大きいために、一時的な緊急避難措置として実施をしてきている。GXや脱炭素化等を進めていく観点を踏まえれば、いつまでも続けるものではないと考えているが、一方で、その出口戦略を考えるに当たっては、この事業を取りやめることによる国民生活や経済活動への影響も考慮していかなくてはいけない。4月末以降の対応については、現時点で何かが決まっているわけではなく、その時点での国際情勢、経済、エネルギーをめぐる情勢などしっかりと見極めながら、適切に対応をしていくということだろうと思っている。

#### 村田：是非とも通勤手当の非課税限度額の見直しをお願いします。

以上

#### 【質疑を終えて】

今回の質疑は、どの質問も、労働組合の皆さんから頂いた声をもとに行いました。賃上げ促進税制のパンフレットが、どう変わるのか注視していきます。また、価格転嫁、通勤手当の非課税限度額については、引き続き、政府に訴えていかねば！と思っています。